

## 国民健康保険の新しい被保険者証を送付します

問 国民健康保険課  
国保給付係 ☎⑤6750

10月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、9月中旬に世帯主宛てに簡易書留で郵送します。

住所地に居住していない世帯のかたは、郵便局で転送の手続きをするか、国民健康保険課窓口で転送依頼の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

- ※国民健康保険課で転送依頼を申請できるのは、9月1日(月)までです。
- ※世帯員個別の転送依頼は受け付けできません。

## 毎月の医療費が高額になるかたへ

### 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請をしましょう

認定証を医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

※国保税を滞納しているかたには交付できません。

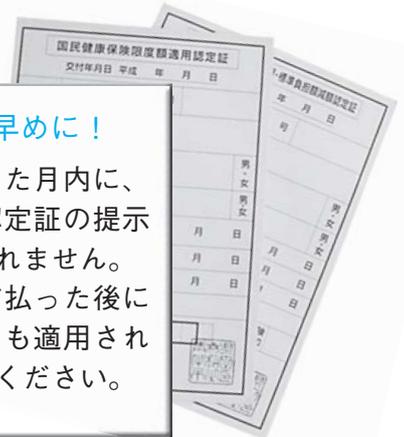
- **限度額適用認定証**とは  
70歳未満のかたが対象  
自己負担額の区分を証明したもの
- **標準負担額減額認定証**とは  
市民税非課税世帯のかたが対象  
入院時の食事代が減額になることを証明したもの

申請に必要なもの▶国民健康保険被保険者証  
(認定証の更新のかたは、現在お持ちの認定証)

申請場所▶国民健康保険課(本館1階10番窓口)

※認定証の更新をするかたは、8月29日(金)までに手続きをしてください。

**申請手続きはお早めに!**  
医療機関を受診した月内に、病院の会計窓口で認定証の提示をしなければ適用されません。  
また、医療費を支払った後に認定証の提示をしても適用されませんので、ご注意ください。



## 国民年金保険料には免除制度があります

問 市民課国民年金係 ☎⑤6753  
八戸年金事務所 ☎0178④7369

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「猶予」される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないままにしておくと、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一の時、障害・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料が納められない場合は、お早めに相談してください。

全額免除制度 一部免除制度	この制度には「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料が免除されます。ただし、失業(退職)や天災で被災した場合には、所得額にかかわらず該当する特例があります。なお、一部免除については、納付すべき保険料を2年以内に納めないで未納期間となりますので、忘れずに納付してください。
若年者納付猶予制度	学生を除く30歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例制度	学生であっても20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。本人の前年所得が一定額以下の場合、承認されると、保険料の納付が猶予されます。
法定免除	障害年金(障害等級が1級または2級)を受けているかたや、生活保護法による生活扶助を受けているかたは届け出により保険料の納付が免除されます。

### ■過去2年間に国民年金の未納期間があるかたへ

平成26年4月から、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

ただし、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。